

【資料】 自主防災組織の各構成班の活動内容（例）

自主防災組織の各構成班の活動内容

組織	自主防災組織の活動
情報連絡班	<p>情報連絡班は、被害状況等を迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・分析・伝達を行う。</p> <p>1) 情報の収集・伝達 地域内の被害情報、関係防災機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民および関係防災機関へ伝達する。</p> <p>2) 情報の収集・伝達の方法 情報の収集・伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令、村の情報連絡員に対する口頭伝達等による。</p>
消火班	<p>発災時において、速やかに消火体制を確立するなど、次のような行動をとる。</p> <p>1) 状況の把握 消火班員は、次のような状況の把握に努める。 ○参集途上における火災の有無 ○道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無 ○危険物、可燃ガス等の流出の状況等 ○電線の切断の有無</p> <p>2) 情報連絡班と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止、初期消火行動について呼び掛けを行う。</p> <p>3) 防火パトロールを実施して、火災を早期に発見し、直ちに消火活動を行う。</p> <p>4) 地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所に協力を求める。</p> <p>5) 消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して消火活動にあたる。</p>
救出・救護班	<p>1) 要救出・救護者の把握 建物倒壊による要救出者および家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。</p> <p>2) 応急救出活動 倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動に当たる。大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。</p> <p>3) 応急救護活動 かすり傷程度の軽傷の場合には、各家庭で処置することになるが、負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織が、小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、切り傷、打撲等による軽症者を対象に治療を行い、重症者については、とりあえず簡単な応急処置を</p>

	<p>行うとともに、医師又は関係防災機関等の指示を受ける。</p> <p>4) 後方医療機関等への搬送 災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症患者については、速やかに村が開設する救護所又は後方医療機関等へ搬送する。この場合、あらかじめ救護所や医療機関の受け入れ体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。</p> <p>5) 関係防災機関への協力 発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の救護所等への搬送、その他関係防災機関の指示および要請に協力する。</p>
避難誘導班	<p>1) 避難誘導 避難誘導班員は、村災対本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。なお、避難誘導に当たっては、警察官の指揮に従い秩序正しく行う。</p> <p>2) 災害弱者の緊急避難 災害弱者については、平常時から良く把握しておき、地震発生時には、いち早く安全な場所に避難させる。</p> <p>3) 避難所における混乱防止 避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心安定に努める。</p> <p>4) 秩序維持協力 避難後における村街地の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒にあたらせる。</p>
給食給水班	<p>1) 給食の実施 村から提供された食料、地域内の家庭又は販売業者等から提供を受けた食料等の配分および炊き出し等により給食活動を行う。</p> <p>2) 給水の実施 村から提供された飲料水、水道・井戸等によって確保した飲料水によって給水活動を行う。</p> <p>3) その他 その他物資の配付があった場合には、円滑・迅速に処理する。</p>